

消防署見学申請の手順

1 事前予約

電話等で必ず事前に見学予定日を連絡して下さい。

※ 業務都合や同一日に他の見学等が入っている場合に対応できない場合がありますので、突然申請を出されても、ご希望に添えない場合があります。

2 申請書の提出

予約が取れましたら、早めに申請書の提出をお願いします。

※申請書は2種類ありますが、目的にあわせて使い分けてください。

(申請用紙は蓮田市消防本部のホームページ又は消防本部に用意してありますが、不明な場合は担当者にお問い合わせください。)

※「消防本部・署庁舎見学申請書」第3号様式(第9条関係)と「消防本部・署庁舎内講習等申請書」第4号様式(第9条関係)の違い?

①「消防本部・署庁舎見学申請書」は、小学校等の団体が社会科見学などで庁舎全体(事務室含む)を見学し職員の説明が必要な場合に申請する様式です。

②「消防本部・署庁舎内講習等申請書」は、庁舎の一部(多目的室等)において救急や火災予防の講習会を行ったり、庁舎全体を見るほどではないが消防車を見たいとった、部分的な見学や講習の場合に申請する様式です。

・来庁する場合 (地図は下記のURLで確認してください)

URL : <http://www.city.hasuda.saitama.jp/sisetu/sonota/sonota01.htm>

・郵送の場合・・・住所 : 〒349-0133 蓮田市閏戸178-1

・FAXの場合・・・FAX番号 : 048-768-9937

・メールの場合・・・e-mail : shoboka@city.hasuda.saitama.jp

③ 打ち合わせ

見学内容等に特に要望がある場合は、必ず来庁して打合せをして下さい。

※ 打合せに来庁する場合は、担当者が不在の場合もありますので電話等による事前連絡をお願いいたします。

※ 打ち合わせが必要ない場合は、申請書のみ提出してください。

(注意)

見学当日に災害が発生した場合は、ご希望に添えない場合がありますがご了承ください。また、災害の規模により見学を中止していただく場合があります。